

平成 28 年 10 月 15 日

患者さん及び患者家族の皆様

病院長

病院管理地内全面禁煙のお知らせ

たばこは、喫煙者をはじめ周囲の方にも健康上悪い影響を与えます。病院は皆様の健康を守ることを使命とする立場から、病院内、敷地内、患者さん駐車場、隣接道路において全面禁煙を実施いたします。

学校・病院・官公庁施設では健康増進法第 25 条で受動喫煙の防止対策を実施するよう義務付けられています。違反した場合、病院は国から診療報酬の返還等、厳しい処分が科せられます。

病院管理地内全面禁煙について御理解と御協力をお願いします。

※患者さん又は患者家族の皆様の喫煙により当院が損害を被った場合、喫煙した患者さんに損害賠償を求めることがあります。